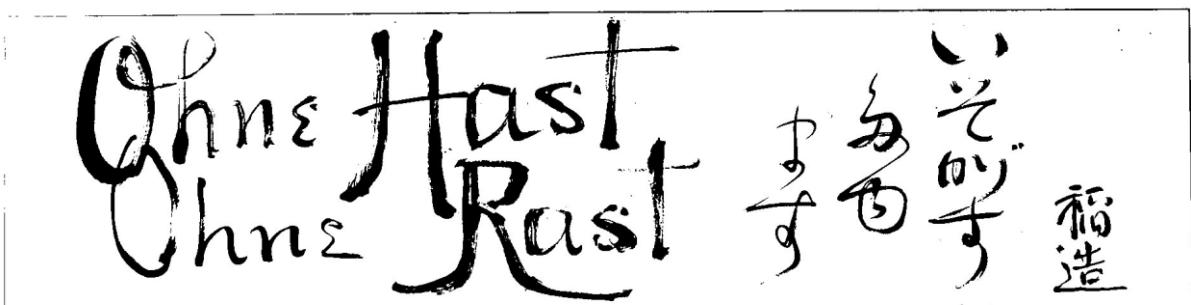
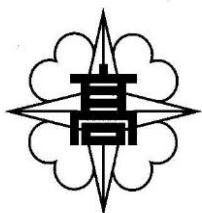


令和8年度
入学案内
(一般入学者選抜)



新渡戸稻造書 (今治南高校蔵)



本校校長室において
新渡戸稻造氏(左)

愛媛県立今治南高等学校

全日制 普通科・農業科（園芸クリエイト科）

〒794-0015

愛媛県今治市常盤町7丁目2番17号

電話 (0898) 22-0017 (代表)

FAX (0898) 25-6945

URL <https://imabariminami-h.esnet.ed.jp/>



I 出願要項

1 募集人員

- (1) 普通科 160名 (30%程度の特色入学者を含む。)
(2) 農業科 (園芸クリエイト科) 40名 (50%程度の特色入学者を含む。)

2 通学区域

- (1) 普通科を志願する者は、保護者が四国中央市、新居浜市、西条市、今治市、越智郡、松山市（平成16年12月31日現在における北条市の区域に限る。）に居住していること。ただし、定員の5%を超えない範囲内においては、通学区域によらない。
(2) 農業科 (園芸クリエイト科) は、愛媛県下円から志願することができる。

3 出願資格

入学を志願できる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 令和8年3月末日までに中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校（以下「中学校等」という。）を卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者。ただし、愛媛県立中等教育学校の前期課程から後期課程へ令和8年度に進級する意思を示した者を除く。
(2) 中学校等を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者
(3) 中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

4 出願期間

- (1) 出願期間は、令和8年2月9日（月）午前9時から同月16日（月）正午までとする。
(2) 保護者の転勤に伴う県外からの出願については、志願変更期間（令和8年2月17日（火）午前9時から同月25日（水）正午までの間）中も出願することができる。

5 出願制限

入学志願者は、2以上の公立高等学校（他の都道府県の公立高等学校を含む。）又は課程に出願することはできない。

6 出願方法

入学志願者は、えひめ電子申請システムにより出願を行うものとする。なお、出願に際し提出が必要となる各種書類については、同システムにより提出することとされているものを除き、持参又は郵便等（郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便をいう。以下同じ。）により提出するものとする。

II 出願手続

1 入学志願者の出願手続

- (1) 入学志願者は、愛媛県教育委員会教育総務課ホームページの令和8年度県立学校入学者選抜WEB出願関連情報（https://ehime-kyoiku.esnet.ed.jp/soumu/web_syutugan）の出願入力志願者マニュアル_一般入試（PDF文書）をよく読み、事前にえひめ電子申請システムの利用者登録を行うものとする。同システムにより出願手続を行い、入学選考料（全日制の課程2,200円）を所定の方法にて支払わなければならない。



※ 第2志望のある入学志願者のみ、以下の出願パターンを選択して出願することができる。

出願パターン①	第1志望：普通科	第2志望：園芸クリエイト科
出願パターン②	第1志望：園芸クリエイト科	第2志望：普通科

- (2) 県外からの入学志願者は、(1)により出願手続を行うとともに、在籍又は出身の中学校等又は中等教育学校（以下「在籍校等」という。）の校長（以下「中学校長」という。）を経て（在籍校等のない場合（在籍校等が外国に所在する場合を含む。以下同じ。）にあっては、直接）、本校校長に愛媛県立高等学校入学志願理由書（以下「入学志願理由書」という。）を提出しなければならない。ただし、志願変更期間中における保護者の転勤に伴う県外からの出願については、入学志願理由書に代えて、保護者の転勤に伴う入学志願許可申請書を提出しなければならない。
- (3) 中学校等又は中等教育学校において年間30日以上の長期欠席のある入学志願者は、本人の希望により、欠席の理由等を記載した自己申告書（巻封すること。）を本校校長に提出することができる。
- ※ 入学志願者から提出された自己申告書については、記載された内容によって不利が生ずることのないよう、選抜に際して入学志願者を理解するための補助資料として扱うものとする。
- (4) 海外帰国生徒等（※に掲げる者をいう。）としての扱いを希望する者は、中学校長を経て（在籍校等のない場合にあっては、直接）、令和8年1月9日（金）までに海外帰国生徒等取扱措置願を志願先高等学校長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情で、期限内に提出ができない場合は、その事情を記した事由書を添えて提出するものとする。

※ 海外帰国生徒等とは、保護者とともに県内に住所を有する者又は入学日までに県内に住所を有する予定の者で、帰国後又は入国後の期間（帰国又は入国した日から令和8年2月8日までの期間をいう。）が5年以内であり、かつ、外国における在住期間が、帰国時又は入国時から遡り継続して1年以上であるものをいう。ただし、保護者が引き続き海外に居住する場合は、身元引受人を保護者とみなす。

2 志願変更

- (1) 出願手続きを終えた者で、学校、課程又は学科の志願変更を希望するものは、令和8年2月17日（火）午前9時から同月25日（水）正午までの間に、えひめ電子申請システムにより、いずれの学校、いずれの課程、いずれの学科へでも1回に限り志願変更をすることができる。この場合において、定時制の課程から本校へ志願変更をするときは、入学選考料の不足額（1,250円）を所定の方法にて支払わなければならない。
- (2) 出願状況を、本校玄関に令和7年2月17日（火）から同月25日（水）までの間、掲示する。

3 出願取下げ

- (1) 出願手続きを終えた者で、やむを得ない事情により出願を取り下げるもの（以下「出願取下者」という。）は、出願取下届に、受検票が交付されている場合は当該入学志願者の受検票を添えて、中学校長を経て、本校校長に提出するものとする。
- (2) 出願取下者の在籍校等が県内の公立の中学校等又は中等教育学校の場合、中学校長は、入試出願システムにより出願取下げの処理を行うとともに、本校に出願を取り下げた旨の連絡を行うものとする。
- (3) 出願取下者の在籍校等が(2)に掲げるもの以外の場合、本校校長は、入試出願システムにより出願取下げの処理を行うものとする。

III 学力検査等

1 期日及び日程

期 日	時 間	内 容	期 日	時 間	内 容
令和8年 3月5日 (木)	9:00 ~ 9:30	点呼・受検上の注意	令和8年 3月6日 (金)	9:00 ~ 9:30	点呼・受検上の注意
	9:45 ~ 10:30	国 語		9:45 ~ 10:35	数 学
	10:50 ~ 11:15	国 語(作 文)		10:55 ~ 11:55	英 語
	11:35 ~ 12:25	理 科		11:55 ~ 12:55	(昼 食)
	12:25 ~ 13:20	(昼 食)		13:05 ~	面 接
	13:25 ~ 14:15	社 会			

2 受検者の留意事項

- (1) 検査場の詳細については、「点呼・受検上の注意」にて指示するものとする。
- (2) 当日の諸注意
 - ア 受検者は、令和8年3月5日（木）・3月6日（金）とも午前9時までに説明会場に集合すること。
 - イ 原則として、各教科とも検査開始5分前までに入室することとし、検査開始の時刻までに入室しない者は、その時間の教科を受検できない。
 - ウ 面接開始5分前までに面接控室に入室すること。面接開始の時刻までに面接控室に入室しない者は、原則として面接を受けられないものとする。
 - エ 当日の持参品は、受検票、鉛筆（シャープペンシルも可）、鉛筆削り、消しゴム、コンパス、定規（分度器兼用のものを除く。）、弁当、上履き（中学校で使用しているものでよい）、下履きを入れる袋（ビニール袋など）。
 - ※ 下敷きを持参する必要はない。なお、分度器、計算・翻訳・通信等の機能をもった物品等の学力検査場への持込みは禁止する。
 - オ 受検票を忘れたり紛失したりした者は、直ちに引率教員を通じ、又は直接、その理由を本校まで届け出ること。
 - カ 受検不可能となった者は直ちに出身校を通じ、その理由を本校まで届け出ること。また、緊急の場合は直接、その理由を本校まで届け出ること。

IV 入学者の選抜方法

- 1 選抜に当たっては、報告書、学力検査の成績並びに面接の結果を資料とし、学科等の特色を踏まえて、本校の教育を受けるに足る能力、適性等を総合的に判断して入学者を選抜する。
- 2 次の(1)から(3)の順に選抜して合格者を決定する。
 - (1) 第1選抜は、調査書点が上位から募集人員の90%程度以内にある者のうち、調査書の記録並びに面接の結果が良好な者を対象にして、学力検査の成績の上位順に募集人員の70%程度の者を選抜する。

- (2) 第2選抜は、第1選抜で選抜されなかった全ての者を対象に、学力検査の成績に基づく得点（A）、調査書点に基づく得点（B）、調査書の各教科の学習の記録並びに面接の評価に基づく得点（C）を用いて、募集人員の30%程度の者を選抜します。その際、(A)、(B)、(C) の比率は、普通科、農業科（園芸クリエイト科）とも、「3：3：4」とする。なお、学力検査の成績、調査書の記録又は面接の結果のいずれかにより成業の見込みがないと判断した場合には、合格者としない。
- (3) 上記(2)において、第2選抜までに決定された合格者が募集人員を下回っている学科については、当該学科を第2志望としている者のうち第2選抜までに選抜されなかった者を対象に、(A)、(B) 及び (C) を用いて、募集人員に満たない人数を限度に選抜する。なお、学力検査の成績、調査書の記録又は面接の結果のいずれかにより成業の見込みがないと判断した場合には、合格者としない。

V 追検査について

1 追検査の実施

一般入学者選抜の入学志願者が、病気その他やむを得ない事情により、学力検査等の全部又は一部を欠席したと認められる場合においては、追検査を令和8年3月13日（金）に実施するものとする。

2 受検手続

- (1) 一般入学者選抜の入学志願者は、病気その他やむを得ない事情により、学力検査等の全部又は一部を欠席した場合において、追検査の受検を希望するときは、追検査受検願を中学校長を経て（在籍校等のない場合にあっては、直接）、令和8年3月5日（木）から同月9日（月）正午までに本校校長に提出しなければならない。その際、追検査受検願に、学力検査等の全部又は一部を欠席した理由が病気その他やむを得ない事情であることを証明する書類（医師の診断書、中学校長の副申書等）を添付すること。
- (2) 本校校長は、追検査受検願の提出があった場合は、当該追検査受検願を提出した者に対して、直ちに、中学校長を経て、追検査の受検の可否を通知するものとする。

VI 合格者について

1 合格者の発表

- (1) 合格者の発表は、令和8年3月18日（水）午前10時に、本校において、受検番号を掲示することにより行う。その際、合格者には個別に資料を配付する。また、愛媛県教育委員会が指定するウェブページにも、受検番号を掲載する。
- (2) 発表に関する電話等の問合せには答えられない。

2 合格者招集日

- (1) 合格者は、保護者とともに令和8年3月23日（月）午後、体育館に集合すること。詳細は、令和8年3月18日（水）の合格発表の際に配布する合格者への資料にて連絡を行う。
- (2) 入学時の提出書類、手続等について説明を行うため、必ず出席すること。
- (3) 全体説明会の前に、体操服、グラウンドシューズ、体育館シューズ等のサイズ合わせを実施する。

VII 学力検査の得点等の郵便等又は口頭による開示請求

- 1 学力検査の得点等について、郵便等又は口頭により開示請求をすることができる。
- 2 郵便等又は口頭による開示請求をすることができる期間は、令和8年3月18日（水）から1月間とする。なお、郵便等による開示請求をするときは、当該期間の消印があれば期間内に開示請求があつたものとみなす。
- 3 郵便等による開示請求は、試験等成績開示請求書に必要事項を記入の上、入学志願者本人が本人であることを確認できる顔写真付きの書類（受検票等）の写し及び返信用封筒（宛先を明記し簡易書留郵便料金相当分の切手を貼付したもの）を同封し、本校に送付すること。
- 4 口頭による開示請求は、入学志願者本人が本人であることを確認できる顔写真付きの書類（受検票等）を持参の上、土曜日、日曜日及び休日を除く日の午前9時（令和8年3月18日（水）にあっては、午前10時）から午後5時までの間に、本校で行うこととする。なお、電話、はがき等による請求はできない。
- 5 開示内容は、調査書点並びに学力検査の教科別得点及びその合計得点とする。